

# 平成29年第1回砂川市議会定例会

平成29年3月6日（月曜日）第1号

## ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第18号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計補正予算  
議案第 4号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 5号 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第 6号 平成28年度砂川市病院事業会計補正予算  
[第1予算審査特別委員会]
- 散会宣告

## ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
増山 裕司議員  
佐々木政幸議員  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定  
自 3月 6日  
至 3月16日 11日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第18号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算

- 議案第 2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
 議案第 3号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計補正予算  
 議案第 4号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
 議案第 5号 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算  
 議案第 6号 平成28年度砂川市病院事業会計補正予算  
 [第1予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長 飯 澤 明 彦 君	副議長 水 島 美喜子 君
議 員 増 井 浩 一 君	議 員 多比良 和 伸 君
増 山 裕 司 君	中 道 博 武 君
佐々木 政 幸 君	武 田 真 君
武 田 圭 介 君	辻 勲 君
北 谷 文 夫 君	沢 田 広 志 君
小 黒 弘 君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長兼会計管理者	熊 崎 一 弘
市民部長	中 村 一 久
経済部長	福 士 勇 治
建設部長	湯 浅 克 己
病院事務局長	氏 家 実
病院事務局審議監	朝 日 紀 博

総務課長 安田 貢  
政策調整課長 井上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長 河原 希之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 堀田 一茂

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊崎 一弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士 勇治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 峯田 和興

事務局次長 佐々木 純人

事務局主幹 山崎 敏彦

事務局係長 渡部 秀樹

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから平成29年第1回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増山裕司議員及び佐々木政幸議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は11日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

11ページ、総務部市長公室課の関係では、1点目の砂川市庁舎建設検討審議会について、12月21日、1月26日、2月22日に審議会を開催し、新庁舎の建設候補地を公民館駐車場に決定したほか、砂川市庁舎建設基本構想(答申案)について協議したところであります。

次に、3点目の砂川市新年交礼会について、1月10日、砂川パークホテルにおいて開催し、272名の参加をいただいたところであります。

次に、12ページ、政策調整課の関係では、6点目のETC車載器搭載促進補助金について、11月から1月までの交付件数及び交付金額は13件、5万7,900円を交付し

たところであります。

次に、7点目の砂川市出会い創出支援事業補助金について、11月から1月までの交付件数及び交付金額は1件、20万円を交付したところであります。

次に、16ページ、市民部社会福祉課の関係では、1点目の生活困窮世帯年末見舞金の支給について、12月に民生児童委員を通じて100世帯に支給したところであります。

次に、17ページ、介護福祉課の関係では、2点目の砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会について、2月23日、第2回協議会を開催し、介護保険サービスの一つである小規模多機能型居宅介護の基盤整備を図るため、平成29年度に開設するサービス提供事業者を公募し、応募事業者からの提案内容について審査したところであります。

次に、19ページ、経済部商工労働観光課の関係では、4点目のジョブスタIN砂川高校について、2月17日、砂川の企業を知り、働く意義を考えることを目的として、砂川高校体育館において市内企業の若手従業員20人と砂川高校の1年生82人が参加し、職場紹介やグループ交流などを行ったところであります。

次に、5点目の北海道子どもの国雪中遊具製作協力に関する協定について、2月10日、北海道子どもの国に雪中遊具を設置することで地域の活性化を図ることを目的に、陸上自衛隊滝川駐屯地において、滝川駐屯地司令と2月20日から2月24日を期間とする雪中遊具製作協力に関する協定を締結したところであります。なお、雪中遊具としてジャンボ滑り台が製作され、2月25日から開放したところであります。

次に、25ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の11月から1月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は2件、80万円、(2)まちなか住まいる等補助金は13件、516万9,000万円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は1件、22万円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は1件、11万4,000円、(5)老朽住宅除却費補助金は2件、34万円をそれぞれ交付したところあります。また、子育て支援として、子育て世帯に対し補助率の上乗せや補助金の加算を行っておりますが、(1)永く住まいる住宅改修補助金は2件、20万円を上乗せし、(2)まちなか住まいる等補助金は9件、180万円を加算してそれぞれ交付したところあります。また、移住定住促進として、砂川市に移住された方に対し新規移住祝金を交付しておりますが、2件、40万円相当の商品券を交付したところあります。

次に、27ページ、市立病院の関係では、2点目の附属看護専門学校受験状況について、平成29年度の推薦入学試験は10月20日、応募者13名に小論文・面接試験を実施し、10月27日に13名全員の合格を発表したところあります。また、一般入学試験は、1月12日に一次試験、1月19日に二次試験を実施し、1月30日に23名の合格者を発表したところあります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におけます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の砂川市仲間づくり「子ども会議」の開催について、砂川市仲間づくり「子ども会議」を12月2日に公民館で開催しました。市内小中高等学校の児童・生徒会代表者28名が参加し、各学校での仲間づくりの取り組み等を発表の後、「いじめのない学校にするために、私たちができることを考えよう」をテーマとしたグループ協議を行いました。

4点目の「いじめの問題への対応」に係る調査結果について、10月1日から11月16日にかけて小中学校の全児童生徒を対象に「いじめの問題への対応」に係るアンケートを実施しました。調査票の回収率は99.6%であり、このアンケート結果に基づき、各学校において児童生徒から聞き取り等を行った結果、いじめと認知したものは小学校が13件、中学校が10件、合計で23件でありました。

5点目の中体連全道大会出場について、中体連のスキー競技で4名の生徒が1月12日から14日まで札幌市で開催された全道大会に出場しました。結果は記載のとおりであり、砂川中学校3年の山崎葵さんがジャイアントスラロームで6位、スラロームで5位に入賞し、2種目で全国大会出場となりました。

2ページをお開き願います。6点目の中体連全国大会出場について、中体連のスキー競技で砂川中学校3年の山崎葵さんが2月2日から5日まで山形県で開催された全国大会に出場しました。結果は、ジャイアントスラロームで10位入賞、スラロームで20位となりました。

7点目の公立高等学校入試出願状況について、2月14日、北海道教育委員会は出願変更後の平成29年度の公立高等学校入試出願状況を公表しました。空知北学区の出願状況は次のとおりであり、砂川高等学校は定員120名に対し113名となり、7名の定員割れとなったところであります。

3ページをお開き願います。次に、社会教育課所管では、3点目の砂川市成人式について、1月8日、地域交流センターゆうにおいて、第69回成人式を挙行しました。新成人世話人会が企画・運営する式典であり、お祝いのビデオレター放映などの交流タイムを行い、本年度の成人対象者163名中120名の参加でありました。

4点目の子ども職場体験活動について、1月11日、市内家庭教育サポート企業等において、各企業の協力のもと職場見学や仕事体験を低学年10名、高学年8名の参加を得て実施しました。

4ページをお開き願います。7点目の砂川市少年の主張大会について、2月12日、公民館において、「砂川市少年の主張大会」を82名の参加を得て開催しました。当日は、砂川中学校4名・石山中学校3名の計7名が市民の前で少年の主張を行い、審査委員選考の結果、優秀賞に砂川中学校2年、菅野穂乃花さんが選ばれ、平成29年度「少年の主張」空知地区大会に推薦をしました。

次に、公民館所管では、3点目の地域創造大賞（総務大臣賞）の受賞について、1月20日、東京都千代田区において、一般財団法人地域創造が顕彰する地域創造大賞（総務大臣賞）の表彰式が行われ、地域交流センターゆうが受賞しました。この表彰は、地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに功績のあった公立文化施設として表彰され、道内で5施設目の受賞となりました。

5ページをお開き願います。次に、スポーツ振興課所管では、4点目のまちづくり出前講座について、1月30日に新泉会館で「新泉高齢者クラブ」からの依頼により、まちづくり出前講座として体力テストを実施しました。講座内容は「自分の体力を知ろう」と題してスポーツ振興課3名とスポーツ推進委員2名が出向き、握力・上体起こし・長座体前屈・開眼片足立ち・10メートル障害物歩行の5種目による体力測定と指導を行いました。参加者は20名でありました。

次に、学校給食センター所管では、1点目の学校給食アンケートの実施について、「学校給食アンケート調査」を12月に市内小中学校の児童生徒・教職員全員を対象に行いました。アンケート調査の回収率は、小学校の児童が95.6%、中学校の生徒が94.8%、教職員が89.6%であり、アンケートの内容は給食の喫食状況、残す理由を問うもので、給食を全部食べている率は32.2%、残す理由は嫌いなものがあるからが34.6%、牛乳を全部飲んでいる率は62.5%で、残す理由は量が多過ぎるからが35.3%という結果でありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 議案第18号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第 4号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 5号 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 6号 平成28年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第5、議案第18号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の

制定について、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第5号 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第6号 平成28年度砂川市病院事業会計補正予算の7件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第18号、議案第1号を順次説明させていただきます。

まず初めに、議案第18号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、市役所庁舎建設に係る事業資金の確保を図り、円滑な財政運営を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市基金条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第18号補足説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、設置の定めであり、第10号に砂川市庁舎整備基金、市役所庁舎建設に要する資金に充てるを加えるものであります。

別表、第3条及び第6条関係は、基金の名称、積み立てる収入、基金の額、処分できる場合を定めており、新たに基金の名称欄に砂川市庁舎整備基金を、積み立てる収入、基金の額欄に砂川市一般会計予算に定める額及び基金の運用から生ずる収益を、処分できる場合欄に市役所庁舎建設に要する資金に充てるときを加えるものであります。

附則として、この条例は、平成29年3月31日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第9号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,143万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億3,617万7,000円とするものであります。

第2条は、継続費の変更であります。8ページ、第2表、継続費補正に記載のとおり、基本構想・基本計画策定支援業務委託について、総額と年割額を補正するものであります。

第3条は、繰越明許費であります。9ページ、第3表、繰越明許費に記載のとおり、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業負担金、3款民生費、1項



社会福祉費の臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業、8款土木費、5項住宅費の宮川中央団地屋根・外壁改善事業、10款教育費、2項小学校費の北光小学校電気蓄熱暖房機改修事業、同じく小学校費の北光小学校トイレ洋式化改修事業、15款2項公共土木施設災害復旧費の焼山自転車道災害復旧事業について平成29年度に繰り越すものであります。

第4条は、地方債の変更であります。10ページ、第4表、地方債補正に記載のとおり、公共事業等債から災害復旧事業債までについて8,230万円を補正し、補正後の限度額を12億4,750万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、国の補正予算によるもののほか、多くが決算見込みによる事業費の確定によるものでありますので、主なもの並びに二重丸及び説明にアンダーラインを付してある新規事業を中心に説明してまいります。

76ページ、2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、公務災害に要する経費の公務災害補償等認定委員報酬1万6,000円及び費用弁償1,000円の補正は、非常勤嘱託員の公務災害が発生したことにより公務災害の認定審査が必要となったことから、公務災害補償等認定委員に対する報酬及び費用弁償であります。

次に、78ページ、5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費のうち社会福祉事業振興基金積立金4,783万2,000円、まちづくり事業基金積立金8,847万8,000円の補正は、寄附金などを各基金に積み立てるものであり、庁舎整備基金積立金6億円は新たに市役所庁舎建設に係る事業資金のために設置した基金に積み立てるもので、財政調整基金積立金2,900万9,000円の減額は財源調整を行うものであります。

次に、90ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、臨時福祉給付金支給事業に要する経費の臨時福祉給付金181万5,000円の減額は、給付実績によるものであります。同じく二重丸、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業に要する経費の年金生活者等支援臨時福祉給付金705万円の減額は、給付実績によるものであります。

次に、92ページ、同じく2目知的障害者福祉費で一つ丸、知的障害者自立支援に要する経費のうち自立支援給付費2,140万2,000円の減額は、グループホーム、就労移行支援などの1件当たり費用の減などによるものであります。

次に、同じく3目身体障害者福祉費で一つ丸、身体障害者自立支援に要する経費のうち自立支援医療費809万5,000円の減額は、1件当たりの医療費の減によるものであり、自立支援給付費1,270万1,000円の減額は、生活介護、施設入所支援などの1人当たり費用の減などによるものであります。次に、94ページ、同じく一つ丸、重度心身障害者医療に要する経費のうち医療費扶助670万8,000円の補正は、利用件数の増などによるものであります。

次に、4目精神障害者福祉費で一つ丸、精神障害者自立支援に要する経費のうち自立支援給付費1,309万8,000円の減額は、就労継続支援、生活訓練などの1人当たり費用の減によるものであります。

次に、同じく5目老人福祉費で一つ丸、老人施設措置に要する経費の施設措置費359万7,000円の減額は、養護老人ホームの入所者数の減によるものであります。

次に、96ページ、同じく2項1目児童福祉費で一つ丸、児童の養育に要する経費の児童手当874万5,000円の減額は、受給対象児童数の減によるものであります。同じく一つ丸、未熟児養育医療に要する経費の医療費扶助663万2,000円の補正は、対象者数の増などによるものであります。同じく一つ丸、障害児対策に要する経費のうち障害児施設給付費455万6,000円の補正は、放課後等デイサービスの1人当たり利用日数の増などによるものであります。次に、98ページ、同じく一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費のうち備品購入費10万2,000円の補正は、職員用パソコン購入費であります。

次に、102ページ、同じく3目保育所費で一つ丸、乳児保育に要する経費のうち代替保育士等賃金915万円の減額は、乳児保育希望者が年度途中にいなかったことによるものであります。

次に、104ページ、同じく3項2目扶助費で一つ丸、生活保護費のうち住宅扶助161万円の補正は受給者の増によるものであり、医療費扶助2,280万4,000円の減額は1件当たり医療費の減によるものであり、施設事務費410万7,000円の補正は受給者の増によるものであります。

次に、106ページ、4款1項3目母子保健費で一つ丸、妊婦健診に要する経費の健診委託料275万円の減額は、受診者の減によるものであります。

次に、同じく4目環境衛生費で一つ丸、砂川地区保健衛生組合負担金419万4,000円の減額は、手数料収入の増による負担金の減が主なものであります。次に、108ページ、同じく一つ丸、中・北空知廃棄物処理広域連合に要する経費のうち、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金407万1,000円の減額は、エネクリーンの売電収入の増などによる負担金の減が主なものであります。

次に、112ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費のうち、担い手確保・経営強化支援事業補助金の1,253万5,000円の補正は、地域の担い手である意欲ある経営体が農産物の加工、流通、販売などによる経営の多角化などに取り組む際に必要となる農業用機械等の導入に対し同補助金を活用し、支援するものであります。

次に、116ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で二重丸、企業振興促進補助金281万7,000円の補正は、砂川市企業振興促進条例に基づき、工場、施設等を建設した4社に対する補助金であります。

次に、118ページ、同じく3目観光費で一つ丸、観光協会補助金の運営費補助金50万円の補正は、観光協会が実施するPR事業経費の一部を補助するものであります。

次に、同じく4目活性化プラザ費で一つ丸、活性化プラザの管理に要する経費のうち管

理委託料 1, 944万円の補正は、活性化プラザの施設の改修として委託事業者が実施するトイレ改修工事について、管理委託料として負担するものであります。

次に、120ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、道路橋梁の修繕工事費 2, 234万2, 000円の減額は、事業費確定によるものであります。

次に、122ページ、同じく3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費 4, 725万2, 000円の減額は、事業費確定によるものであります。

次に、126ページ、同じく5項1目市営住宅管理費で二重丸、市営住宅の管理に要する経費（繰越明許分）1億820万円の補正は、長寿命化改善計画に基づく改善工事を繰越明許費として前倒して宮川中央団地屋根外壁改善工事を実施するものであります。

同じく2目住宅管理費で一つ丸、空き家等の適正管理に要する経費の除雪等委託料 15万7, 000円の補正は、東1条北2丁目にある管理不全な空き家に対する緊急安全措置の実施によるものであります。

次に、132ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費で二重丸、学校の管理に要する経費（繰越明許分）2, 284万4, 000円の補正は、国の平成28年度補正予算により学校施設環境改善交付金の対象となった北光小学校電気蓄熱暖房機改修工事及びトイレの洋式化改修工事を実施するものであります。

次に、146ページ、11款公債費、1項2目利子で一つ丸、地方債償還利子 832万3, 000円の減額は、利率の見直しなどによる減であります。

次に、148ページ、12款諸支出金、2項1目国保会計繰出金 392万6, 000円の補正は、財政安定化支援事業分の増が主なものであります。

同じく2目下水道会計繰出金 805万4, 000円の減額は、下水道受益者負担金の増、流域下水道組合精算金の増が主なものであります。

同じく3目病院会計繰出金 7, 485万4, 000円の補正は、普通交付税分、特別交付税分、看護学校分の増によるものであります。

同じく4目介護保険会計繰出金 1, 679万4, 000円の減額は、介護給付費分の減が主なものであります。

同じく5目後期高齢者医療会計繰出金 1, 037万7, 000円の減額は、療養給付費分の減によるものであります。

同じく3項1目開発公社費で砂川市土地開発公社事業補助金 547万円の減額は、今年度の売却が2件にとどまったことから、実績による補助金の減であります。

次に、150ページ、13款職員費、1項1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費 1, 033万6, 000円の減額は、中途退職による給料の減、給与改定に伴う職員手当の増、共済費の負担金率の減などによるものでございます。

次に、152ページ、15款災害復旧費、2項1目道路橋梁災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費（繰越明許分）2, 420万円の補正は、焼山自転車道の8月大雨災

害による災害復旧工事を実施するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入については11ページ、総括でご説明申し上げます。1款市税で3,372万3,000円の補正は、個人市民税で所得割の増、法人市民税で税割の増、固定資産税で償却資産の増、市たばこ税で消費本数の増が主なものであります。

6款地方消費税交付金で7,765万3,000円の減額は、地方消費税が当初見込みを下回ったことによるものであります。

10款地方交付税で7,372万7,000円の補正は、普通交付税は当初40億2,400万円と見込んでいましたが、公債費等の償還の増により40億9,772万7,000円で確定したことによる増であります。

13款使用料及び手数料で1,114万円の減額は、市営住宅使用料の減が主なものであります。

14款国庫支出金で1,030万7,000円の減額は、各事業の国庫負担金、国庫補助金の増減によるもので、全体で1,030万7,000円の減となるものであります。

15款道支出金で654万円の減額は、各事業の道負担金、道補助金の増減によるもので、全体で654万円の減となるものであります。

16款財産収入で1,552万9,000円の補正は、土地売払収入の増が主なものであります。

17款寄附金で1億3,619万2,000円の補正は、まちづくり事業などに対する寄附金のほか、ふるさと納税による寄附金であります。

18款繰入金で4億3,075万4,000円の補正は、財源調整による財政調整基金繰入金の増が主なものであります。

20款諸収入で811万5,000円の補正は、重度心身障害者医療費返還金の増、電気料の増などによる流雪溝維持負担金の増などであります。

21款市債で8,230万円の補正は、事業費の確定による公共事業等債の減、補正予算で実施する公営住宅建設事業債の増、事業費の確定による教育一般単独事業債の減、学校教育施設等整備事業費の増、過疎対策事業債で事業費の確定による道路整備事業債の減、過疎地域自立促進特別事業債の増、過疎対策事業債で児童書架改修事業債の増、臨時財政対策債の減、緊急防災・減災事業債の増、全国防災事業債の減、現年発生補助災害復旧債及び現年発生単独災害復旧債の増が主なものであります。

以上が歳入の主なものであります。

なお、154ページに継続費に関する調書、156ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼いたしました。議案第18号の説明で、別表の説明の中、市役所庁舎建設に要する資金に充てるときと申し上げましたが、市役所庁舎建設事業に要する経費の財源に充てる

ときの誤りでした。訂正させていただきます。

また、一般会計補正予算の職員費の説明の中で、給与等に要する経費1,033万6,000円の減額と申し上げましたが、1,036万6,000円の誤りです。訂正いたします。申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から議案第2号、議案第4号、議案第5号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,242万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,642万5,000円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。32ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で744万1,000円の減は、一般管理事務に要する経費の給料以下、記載の人件費の減及び国保事業共同電算化に要する経費の減によるものであります。

36ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で3,500万円の減は、平成28年3月診療分から11月診療分までの9カ月分の療養給付費が対前年比で約5%低下したことによるものであります。

2目退職被保険者等療養給付費で1,060万円の増は、医療費の増によるものであります。

38ページをお開き願います。2項1目一般被保険者高額療養費で2,430万円の増、2目退職被保険者等高額療養費で430万円の増は、件数及び1件当たり的高額医療費の増によるものであります。

40ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、42ページをお開き願います。4款前期高齢者納付金等、44ページをお開き願います。5款老人保健拠出金、46ページをお開き願います。6款介護納付金、48ページをお開き願います。7款共同事業拠出金につきましては、それぞれ支援金、拠出金、納付金の確定による補正であります。

50ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で279万3,000円の減は、主に健診委託料の減によるものであります。

52ページをお開き願います。11款諸支出金、1項3目特定健康診査等過年度過誤納還付金で146万5,000円の増は、平成27年度の特定健康診査等負担金の精算返還金によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税で76万2,000円の増は、一般被保険者分の増、退職被保険者分の減の差し引きによるものであります。

2款国庫支出金で1,513万8,000円の減、3款療養給付費等交付金で406万1,000円の減、4款前期高齢者交付金で60万円の増、5款道支出金で1,464万5,000円の減は、いずれも歳出の保険給付費に対する国、社会保険診療報酬支払基金及び北海道の負担ルール分による補正であります。

7款共同事業交付金で4,580万円の減は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る対象医療費の減によるものであります。

8款繰入金で392万6,000円の増は、一般会計繰入金の増によるものであります。

10款諸収入で4,193万4,000円の増は、主に財政調整による雑入の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,018万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,679万8,000円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。24ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で1,377万2,000円の増は、地域密着型サービスからサービス種別を変更した事業所があったことなどによるものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費で5,894万8,000円の減は、先ほどご説明いたしましたサービス種別の変更による減及び年度内に予定しておりました小規模多機能型居宅介護サービスが開始に至らなかったことなどによるものであります。

3目施設介護サービス給付費で3,701万2,000円の減は、介護療養型医療施設の利用件数が見込みより少なかったことなどによるものであります。

26ページをお開き願います。2項1目介護予防サービス給付費で1,886万6000円の減は、特定施設入居者生活介護の利用件数が見込みより少なかったことなどによるものであります。

30ページをお開き願います。5項1目特定入所者介護サービス費で2,020万円の減は、昨年8月の制度改正に伴い施設居住費及び食費の負担軽減の判定基準が見直されたことによるものであります。

34ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金から40ページを

お開き願います。4款地域支援事業費、5項1目介護人材育成支援事業費までは、決算見込みによる補正であります。

同じく40ページ、6項1目地域介護・福祉空間整備推進事業費で二重丸、地域介護・福祉空間整備推進事業に要する経費92万7,000円は、介護サービス事業者が介護ロボット等を導入する際の経費を補助するものであり、財源は全額国庫補助金で対応するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。1款保険料で148万8,000円の減は、被保険者数が見込みより少なかったことによるものであります。

2款分担金及び負担金で8,000円の増は、紙おむつ利用件数が見込みより多かったことによるものであります。

3款国庫支出金で3,368万6,000円の減、4款支払基金交付金で3,691万9,000円の減、5款道支出金で2,087万9,000円の減、7款繰入金で3,729万6,000円の減は、いずれも歳出の保険給付費の減に伴う国、社会保険診療報酬支払基金、北海道及び市の負担ルール分の補正が主なものであります。

6款財産収入で7万3,000円の増は、基金運用利息の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ831万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,474万7,000円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で51万1,000円の減は、主に番号制度システム整備委託料の減によるものであります。

18ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で768万4,000円の減は、主に療養給付費分負担金の減によるものであります。

20ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で11万7,000円の減は、後期高齢者健康診査委託料の減によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料で209万9,000円の増は、主に現年度分保険料の軽減対象額の減によるものであります。

3款繰入金で1,037万7,000円の減は、主に療養給付費分繰入金に係る減であ

ります。

4 款繰越金で4万9, 000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

5 款諸収入で8万7, 000円の減は、健康診査受託事業収入の減によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第3号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1, 657万5, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8, 939万円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、公共下水道整備事業債から公営企業会計適用債までについて950万円を減額し、補正後の限度額を1億9, 170万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。22ページをお開きいただきたいと存じます。1款下水道費、1項1目一般管理費で1, 000円の補正は、一つ丸、一般管理事務に要する経費で平成27年度分の納付額の確定による消費税84万2, 000円の増、事業費確定による企業会計移行業務委託料93万円の減が主なものであります。

次に、2目維持管理費で200万5, 000円の減額は、一つ丸、下水道管渠の維持管理に要する経費で事業費確定による各種委託料92万1, 000円の減、平成27年度事務費の精算による下水道使用料算定等事務委託負担金60万9, 000円の減、事務経費の減による石狩川流域下水道組合負担金37万1, 000円の減が主なものであります。

24ページをお開き願います。4目公共下水道整備事業費で541万7, 000円の減額は、二重丸、公共下水道整備事業費で事業費確定による委託料281万円の減、工事請負費242万8, 000円の減が主なものであります。

26ページをお開き願います。5目流域下水道整備事業費で4万3, 000円の減額は、一つ丸、流域下水道整備事業費で平成27年度に北海道が施行した流域下水道の更新事業の事業費確定による流域下水道資本費負担金の減であります。

28ページをお開き願います。2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費で806万1, 000円の減額は、二重丸、整備事業に要する経費で設置実績からの見込みによる合併処理浄化槽設置工事費696万6, 000円の減、貸付実績からの見込みによる水洗便所改造資金貸付金50万円の減、一つ丸、維持管理に要する経費で事業費確定による浄化槽維持管理委託料44万3, 000円の減が主なものであります。

30ページをお開き願います。3款公債費、1項2目利子で105万円の減額は、一つ



丸、下水道地方債償還利子で利率見直しなどによる100万1,000円の減が主なものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。1款分担金及び負担金で267万8,000円の補正は、下水道受益者負担金の現年賦課分の増が主なものであります。

2款使用料及び手数料で316万1,000円の減額は、汚水排水量の減による下水道使用料の現年度分の減が主なものであります。

3款国庫支出金で263万1,000円の減額は、公共下水道事業の事業費確定による社会資本整備総合交付金事業費補助金の減であります。

4款繰入金で805万4,000円の減額は、下水道受益者負担金の増、石狩川流域下水道組合負担金精算金などによる下水道事業分の管理運営費などの一般会計繰入金の減であります。

5款繰越金で42万9,000円の補正は、平成27年度決算確定によるものであります。

6款諸収入で366万4,000円の補正は、水洗便所改造資金貸付件数の減による貸付金元利収入の減、平成27年度の流域下水道処理場への流入汚水量の確定による石狩川流域下水道組合負担金精算金が主なものであります。

7款市債で950万円の減額は、事業費確定による公共下水道整備事業債、個別排水処理施設整備事業債、過疎対策事業債及び公営企業会計適用債の減によるものであります。

以上が歳入であります。

なお、32ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第6号 平成28年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第2号とするものであります。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものであり、(2)年間患者数を入院は2,527人増の13万9,253人、外来は366人減の25万7,377人とし、(3)1日平均患者数を入院は7人増の382人、外来は3人増の1,059人とするものであります。なお、外来の診療日数につきまして、当初予算では244日を予定しておりましたが、年末年始外来休診日の取り扱いを変更したことから、本補正予算では243日としております。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、病院事業収益は4億3,404万1,000円を増額し、収入総額を126億672万3,

000円、病院事業費用は1億2,098万4,000円を減額し、支出の総額を135億495万2,000円とするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであり、本文括弧書き中「不足する額3億9,368万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億9,368万1,000円」を「不足する額4億148万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億148万5,000円」に改めるものであります。これは、資本的収入で765万2,000円を減額し、収入の総額を7億3,190万6,000円、資本的支出で15万2,000円を増額し、支出の総額を11億3,339万1,000円とするものであります。

第5条は、予算第5条に定めた企業債の補正であります。医療機械器具整備事業で1,780万円を減額し、総額3億610万円に限度額を補正するものであります。

第6条は、予算第8条(1)に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、(1)職員給与費を70億861万4,000円とするものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。収益的収入であります。1項医業収益は1億8,467万6,000円を増額するもので、内訳は1目入院収益で7,180万9,000円の増額、2目外来収益で1億1,438万8,000円の増額、3目その他医業収益で152万1,000円の減額であります。これは、入院延べ患者数が増となったこと、また1人当たりの診療単価が外来において増となったことによるものであります。

その他医業収益については、主に個別的健康診断件数が減となったことによるものであります。

2項医業外収益における5,368万2,000円の増額は、6ページをお開きいただきたいと存じます。主に3目負担金交付金で普通交付税では病床1床当たりの単価の増、特別交付税では救命救急センターに係る交付税の増により一般会計負担金繰入金が増額となったものであります。

3項看護専門学校収益における1,723万2,000円の増額は、主に2目負担金交付金で普通交付税の看護師養成所に係る生徒1人当たりの単価が増となったこと、また平成28年度の看護専門学校の収支見込みをもって一般会計からの収支補填分を算定したことで一般会計負担金繰入金が増額となったものであります。

4項院内保育事業収益における29万6,000円の減額は、主に1目保育料収益において保育料を見直したことにより減額となったものであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。5項特別利益における1億7,874万7,000円の増額は、主に2目退職給付引当金戻入益によるものであり、年度末に要する退職金総額に比べ退職手当組合における市立病院分の収支額及び退職給付引当金の合計額が余剰になる見込みであることから、退職給付引当金を減少させ戻入益を計上するものであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。収益的支出では、1項医業費用において1億2,890万5,000円を減額するものであり、1目給与費において8,765万2,000円の減額は採用者数の減、育児休業者数及び年度内退職者の増が主な要因となっており、1節給料で5,669万4,000円減額、2節手当で5,421万1,000円増額は主に給与改定に伴う勤勉手当の支給月数の増、一部の病棟において2交代制導入に伴う夜間看護等手当の増及び時間外勤務手当の増によるものであります。3節賞与引当金繰入額で755万5,000円減額、4節賃金で2,640万2,000円増額は、主に常勤医師の減少により短期出張医師が増加したことによるものであります。5節法定福利費では4,899万8,000円減額、6節退職給付費では5,292万7,000円減額、7節共済組合負担金引当金繰入額では209万1,000円減額となっております。

12ページをお開きいただきたいと存じます。2目材料費において3,217万6,000円の減額は、1節薬品費では抗がん剤の使用数の増などにより1,455万9,000円増額、2節診療材料費では主に循環器領域での治療症例数減少に伴う減により4,196万6,000円減額、3節給食材料費で単価契約の見直しにより453万7,000円減額となっております。

3目経費において885万1,000円の減額は、8節光熱水費で主に電気料において使用料及び燃料調整単価の減などにより978万5,000円減額、15ページをお開きいただきたいと存じます。9節燃料費で重油等の使用料の減及び単価では予算編成時に比べ安価となったことにより599万8,000円減額、12節修繕費で610万5,000円の増額は主に院舎用で当初予算において計上していなかった営繕工事の増加によるものであります。14節賃借料で333万9,000円増額は、主に救急外来処置室、日帰り手術室などにおける寝具使用料が増加となったことによるものであります。16節委託料で453万5,000円増額は、主に診療報酬改定に伴い電子カルテシステムの改修が生じたことによるものであります。

16ページをごらんいただきたいと存じます。4目減価償却費において552万2,000円の増額は、主に器械備品に係るものであります。

6目研究研修費において871万6,000円の減額は、主に学会等の参加の減によるもので、3節旅費で558万2,000円減額、4節研究雑費で主に研修会等負担金の減により215万1,000円減額となったことによるものであります。

2項医業外費用における235万4,000円の減額は、主に1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債の利率見直しにより企業債利息が314万2,000円減額となったことによるものであります。

3項看護専門学校費用における89万4,000円の減額は、18ページをお開きいただきたいと存じます。主に2目経費の8節光熱水費の電気料で冷房設備の稼働が少なかっ

たことによるものであります。

20ページをお開きいただきたいと存じます。4項院内保育事業費用における17万7,000円の増額は、主に1目経費の6節委託料で増額となったことによるものであります。

5項特別損失における1,099万2,000円の増額は、主に2目退職手当組合納付金で退職手当組合事前納付金精算により増額となったことによるものであります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債における1,780万円の減額は、医療器械器具整備事業分で事業費確定によるものであります。

4項出資金における72万3,000円の増額は、一般会計出資金で企業債の利率見直しに伴い元金償還金が増となったため、元金償還額に対する普通交付税が増額となったことによるものであります。

5項は、寄附金が892万9,000円増額となったことによるものであります。

24ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出で2項企業債償還金における150万2,000円の増額は、1目元金償還金において企業債の利率見直しにより増額となったことによるものであります。

3項投資における135万円の減額は、1目長期貸付金において看護学生への学資貸付金が当初予定していた貸付者数を下回ったことによるものであります。

26ページ以降は関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第18号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) おはようございます。それでは、議案第18号 砂川市基金条例の一部を改正する条例について総括質疑を行います。

まず最初に、基金として積み立てをしなくても庁舎建設に必要な予算の確保は今の基金の中からも繰り出すことができると思いますが、今回あえて特定目的として基金条例に庁舎建設の目的を加える考えやその理由について。

2点目に、昨年末になって耐震化未実施の市庁舎の建設に対して国から財政上の支援が

受けられる公共施設等適正管理推進事業債が創設されることが報じられ、年明けになってより具体化してきました。この支援を受けるためには、事業完了年度までに事業を完了しなければなりません。つまりそのタイムスケジュールに合わせて事業を進めるならば、実際に積み立てることのできる基金の上限も限られてきます。基金条例を定めている自治体の中では、基金の目的をより明確化し、透明性を高めるために目標額を条例上に定めている自治体もありますが、庁舎建設という何十年かに1回の事業であるならば、条例上に目標金額を定めておくべきではなかったのか。

最後に、さきに述べたように庁舎建設に対する国の支援を受けるためには、国が決めている事業完了年度までに事業を完了しなければなりません。砂川市において庁舎建設は今後何十年も行われることがないと思いますが、そうであるならば庁舎建設基金条例を独立した限時的な条例として提案すべきではなかったのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 3点ほど質疑がありましたので、順次ご答弁させていただきます。

基金条例の一部改正ということで、庁舎建設の基金を加える考えについてでございます。庁舎建設に当たりましては、多額の費用が必要となるということから、事業資金の確保を図るとともに円滑な財政運営を行うため、特定目的の基金を設置するというのが今回の趣旨でございます。庁舎建設事業の財源として、新たに国で公共施設等適正管理推進事業債というものができまして、その活用を予定しているところでございまして、その地方債の適用条件として地方債の充当残については基金の活用が基本ですということから、今回庁舎整備基金を設置するという考えに立ったものでございます。

それから、目標額を定めるべきではないかということでもございました。庁舎建設事業の財源は、新たに地方債を借りる予定をしておりますけれども、確かに平成32年度に完成を求められているものではございますけれども、本体工事についてはこの要件に沿うよう事業を実施しようということでも進めているところでございますけれども、新庁舎の外構ですとか旧庁舎の解体工事などはさらに後年次まで期間が必要となると考えるところでございまして、また庁舎の規模、構造等は決定されない現段階で、必要となる地方債充当後の一般財源、それから地方債対象外の経費、これらの経費が確定していないことから、目標額の設定についてはしていないということでもございます。

それから、3点目です。なぜ独立した時限的条例にしなかったかということでもございます。砂川市の基金につきましては、平成10年度に16ほど個別条例として基金の条例がございました。それを整理、統合いたしまして1つの基金条例にしたという経過がございます。この後においても基金の新設ですとか、それから統合、廃止などは一部条例改正ということで対応してきたことから、今回の庁舎整備基金についても基金条例の一部改正と

いうことで対応したものでございます。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今るる答弁をいただきましたけれども、まず最初に特定目的として基金条例に庁舎建設の目的を加えるということは、今後有利な国の財政支援の制度を受ける上では、やはりこういったようなことをしないといけないというようなことはわかりました。当然そういったようなことで今審議会のほうでもいろいろと議論がされていると思いますし、これからより具体的、本格的に我々議員も議会のほうでこの庁舎建設については議論をしていくのかなというふうに思っております。やはり砂川市においては、さきに市立病院の建設ということで大きな事業があって、その後の公共施設の大きな建てかえとなるとこの市庁舎の建設というのは本当に何十年かに1度の大事業になるというふうに思っております。ですので、市民の皆さんの関心も非常に高いですし、これはちょっと余談的なものになるかもしれませんが、公共事業を地方で確保する上では建設業の業者の皆さんにとってもやはりビッグプロジェクトになってくるのかなと。非常に注目の高い事業でありますので、そういったようなことを市民の皆さんや業者の皆さんとも一緒になってよりよい庁舎ができるというようなことは我々の望みでもありますので、このように基金をつくることによって、家計でもそうですけれども、何か大きな買い物をするときにはきちんと貯金をして、その用途を限定した上でお金を支出していくわけですから、この条例をつくる意義というのはまさにそこに出てくるのかなというふうにも思っておりますし、実態的な効果としては先ほど答弁にあったように、国の財政支援を受けるためにはやはり必要な条例になってくるというようなことについてはわかりました。

2点目の目標金額のところでありますけれども、これも確かに今まだ額がきちっと定まっていない中では、こういったようなものを条例に明記してしまいますと、特に条例の本則にうたいますと議会の議決事項になりますので、その都度改正の必要性が出てくると思いますし、ある程度の柔軟幅というか、予算についてもそうですけれども、遊びの部分というか、膨らみを持たせておかないといけないといったところがあると思います。ですので、その算定は非常に難しいとは思いますが、ただ一方でどのくらいの規模の庁舎を施行するのかと。もう本体の完成期限が平成32年度までということで終わりが決まっているわけですから、そこから逆算していくとその膨らみの部分を持たせたとしても、ある程度の金額というものは概算でも出てくるのではないかなというふうに思っているのですけれども、確かに砂川市の条例の中でこういうふうに基金の目標額を定めているというのは今現在はありませんが、大きな事業になって、基金もずっとため込んで、ほかの事業にしわ寄せが行ってもいけないわけでありまして、この辺は自治体によってはしっかりと基金の額を明示しているというところがあるのですけれども、これについては今後今審議会の中でいろんな基本構想や基本設計、これから基本計画等に入っていきますけれども、ある

程度概算の額が確定した段階で、市民の皆さんや先ほど言いましたように多くの皆さんに知らしめる上でも、やはり私は金額的なものは膨らみを持たせた幅の中でもしっかりと明示して透明化を図るべきではないかというふうに思いますので、その点についての考えを再度お伺いしたいと思います。

それから、3点目のなぜ限時的な条例にしなかったのかというお話で、先ほど平成10年に16本あったものを一本化したというお話でしたけれども、これも1回目に演壇の中で言いましたけれども、庁舎建設というのはそうそう頻繁に起こるものではありません。何十年かに1回の建てかえで行われるものでありますから、当然ほかの基金のものを見ると継続的にその用途で使えるようになっていて、お金が出し入れできるようになっている。しかし、庁舎建設というのは、今も繰り返しになりますけれども、何十年かに1回のことでありますし、ある程度の概算を出して確定をしてしまうともうそれ以上のお金が出ていくということはなかなか考えにくいのかなと。今のままですと、あくまでも今提案されている原案のままですけれども、庁舎整備に要する経費ですから、もしこれを何か別の形でお金を使うということになればこの部分をまた議会の議決を経て改正するか、あるいはもう使わなくなれば廃止するという点についてもまた議会審議で改正をしていくという形になるわけでありまして、今ほども申しましたけれども、庁舎建設というのが恒常的に行われるようなインフラの建てかえと違いますので、最初から限時的なもの、例えば10年間だったら10年間、5年間だったら5年間で、残余の基金は他の財政調整基金等に繰り入れをするといったような条項を設けるような形で限時的な条例にしておくほうが、再度また廃止や改正の手続を経なくても自動的にそういったように振りかえることができたのですけれども、先ほどの答弁であったようなほかの基金条例を一本化したときとはちょっとこの庁舎建設って性質が違うと思うのですが、その辺の考えについて再度お伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、目標額の関係でございます。

確かに自治体では、基本計画終了後に目標の基金額を決めて、そこまで行かなければ庁舎建設に行かないというような基金の決め方もあるというのも存じ上げてはいるのですけれども、今回のことについてはやはり国の制度というところがあって、基金をつくります。ただ、総額がわからないというところの中で過大な目標額を定めることにもいかないということがありますので、積み立てる分は毎年度予算上で審議いただくということで、毎年度出していくというような気持ちで提案しているところでございます。

また、時限条例の関係でございます。これも検討いたしましたし、そういう一面もあるのかなとは思っておりますけれども、過去の基金条例、確かに平成10年に16本を1本にした。その後も統合したときもこの条例の中でやりました。その後も直近では福寿園の建設に関する基金を16年ですか、設置したこともございます。それについても当然先が見え

る時限的な部分ではございましたけれども、この条例の中で新設して、その後廃止したという経過もございますので、そちらと整合性をとるために単独の条例にはしなかったというところでご理解いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今また再度答弁をいただきましたけれども、やっぱりこういう条例をつくって、庁舎建設がいよいよ具体化していくのだと。もちろん今までも市長もそうですし、我々議員もそうですし、報道もそうですけれども、もう庁舎建設の話題というのはまちの中では皆さんが知っていることであります。ただ、庁舎は漠然と建てるという方向では進んでいるとはいっても、具体的には市のホームページ上に各民間の皆さんやいろんな団体の皆さんが入った審議会があって、そこの審議会の中で議論されたことが公開されているとはいいつつも、では果たして本当に市民の皆さんがその公開されていることについて詳細に事実を知っているかとなれば、やはり最新の技術の落とし穴といいますか、ホームページやSNSといったようなものを通じてだけではなかなか市民の皆さん、特にお年を召された方には情報が伝わっていかないのかなというふうに思っております。

一方で、こういう条例をつくると、先ほども言いましたけれども、いよいよ具体的に市が庁舎を建設するに当たって、市が持っている、平たい言葉で言えば貯金ですけれども、貯金の中から用途をさらに限定した貯金をつくっていくのだということになっていくわけでありまして、いろいろと私もまだ国の支援制度といったようなものがどういうふうになっているのかという詳細もよく報じられている段階ぐらいしかわからないのですけれども、この辺基金というものが非常に多額になっていくと。それで、これはいろんなところで市長がご挨拶の中で言われていましたけれども、毎年度2億円ぐらいずつ積み立てていきたいと言ったとしても、突発的な財政需要等、なかなか災害等以外のものを考えるのは難しいのですけれども、財政需要というようなものはいつどこでどういうふうが発生するかわからないものですから、決して目標金額が毎年度毎年度本当に積み立てていけるのかといったような不安もあります。ですので、先ほどの質疑ともかかわってくるのですけれども、ある程度目標額をきちんと決めておけば、終わりの年度が決まっているわけですから半ばほぼ義務的にその金額を積み立てるということになるのでしょうけれども、一方で突発の財政需要に対応できるから柔軟に対応できるのだと言いつつも、終わりの期限が決まっていることを意識して、なおかつ国の支援を受けるというようなことを考えれば、やはりそこはきちんとお金を積み立てていけるだけのある意味義務を課するような努力というのを本当は条例の中でうたうべきではなかったのかなというふうに思っておりますし、限時的な条例の関係は過去のなものもあって、それとの整合性を図るというお話ではありましたが、先ほども申しましたけれども、ちょっとこの庁舎建設というものはほかの施設整備とは違って、なかなか今までも庁舎建設に入ることができなかったというのは、これは時の理事者の考え方もあるでしょうけれども、確かに防災の拠点ですとか、いろん



な市民サービスの拠点としての市役所というのは大事ですけれども、それよりもっと市民の方が利活用される施設、そちらのほうを最優先に建てかえ等を行ってきたという事実もあるわけです。ですので、今後も多分その考えというのは変わっていかないと思いますから、庁舎建設というのはやはり常に後回しになっていくのかなと。そうなったときには、先ほども言いましたけれども、ほかの福寿園とか、そういった特別養護老人ホームみたく今後も高齢者がふえて必要となる施設等の扱いはやっぱり違うので、その辺は前例に必ずしもとらわれることなく、ある意味独立した条例にしてもっと目立たせてもよかったのかなというふうに思うのですけれども、もう今条例がこういうふうに提案されていますので、間違いでも何でもありませんし、考え方の違いですからそこについては触れませんが、最後にぜひ市長に改めてこの条例を制定する意義についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの目標金額等の話もしましたけれども、ある意味この条例の中でしっかりとそういったようなことをうたっていないわけでありますから、ちょっと派生しますけれども、今後の財政運営ともにらめっこをしながら基金をしっかり積み立てていかないといけないと思いますので、その辺の意気込みというか、市長にぜひお伺いをしたいというふうに思っております。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 庁舎建設の意気込みということでございますけれども、もともと庁舎建設はいずれかの時点では避けて通れないものだろうというふうに思っていましたけれども、私自身は財政調整基金をある程度ためておけばその範疇でできるのだろうと、そういう思いでいました。今から3年ほど前ですけれども、総務省の当時の財務局長と話していると、地方の基金残高が非常にふえてきていると。また、同じくして財務省も国が厳しいのに地方は基金残高が非常にふえてきていると。そんな話がいろいろ情報として流れてきまして、総務省も各種基金だとか備荒資金のほうに積み立てている基金も調査しているという話は聞いておりましたけれども、国のほうでは2018年までは地方交付税、一般財源総額も含めて確保するというのが閣議決定で決まっていたので、ここに手がつくことはないだろうと、そんな思いで国のやりとりを聞いておりましたけれども、残念ながら当て込んでいた消費税の増税が見送られて、国のほうが財政難になってきていると。片や地方は基金がふえつつあると。そんな論議の中から、ひょっとしたら2018年までは一般財源総額で国が守るというのが崩れるのではないかと。現実的には2017年までしか守ってくれなくて、2018年から基金を落としてくるだろうと。これは私の個人的な読みなのですけれども、そういうふうに国が総務省も財務省も地方の基金を調査しているということは、ひょっとしたら基金残高に応じて裕福だという判定で交付税が削減されるのではないかと。そんな懸念を個人的に持ったりもしてまして、昨年12月に総務省へ行ったときにちょっと個人的に思っていることを交付税課長にぶつけてみま

すと、実は今庁舎の建設を考えているのですけれども、うちの基金の中には庁舎の建設基金も入っていると。万が一何か基金残高で徴されるとしたら、こういう場合はどうなるのでしょうかねという話をしましたところ、今総務省のほうで庁舎の関係については検討している最中だから、年明けの1月にもう一回来てくれという話でございまして、1月に行きましたら、そのときにはもう恐らく庁舎の交付税措置というのは決まっていたのでしようけれども、発表前でしたから、戻ってきて1週間ほどで国のほうから庁舎にも交付税をつけると。それはよかったのですけれども、現実的にはその検討中というのは基金残高に応じて恐らく国のほうでは交付税を徴そうとしたのではないかというのが何となく伝わってくるのがございまして、何とか12月議会に財政調整基金から庁舎建設基金に振りかえられないかという話を戻ってすぐしたのですけれども、時期的にもう間に合わないということで3月議会になりましたけれども、もともと私は財調でもよかったのだけれども、一回は見送られた地方の基金残高によって交付税が徴されるという可能性が恐らく消費税を上げない限りは消えないのではないかと。それも算定されて市町村が裕福と見られるのはまずいなと。ただ、これは100%そうなるという保証はありませんけれども、どうも聞いているニュアンスからいうと国はそこも調査して手をつけようとした形跡は間違いなくあったわけでございまして、これが2017年度は見送られましたけれども、来年以降、まだこの可能性が消費税を上げない限りは復活するのでないかと、そんな懸念がございまして、確実に支出できる範疇の基金は庁舎建設基金のところに分けておいてくれというのが私が指示したということでございまして、これが提案理由になるかといったら、提案理由としてはこれは余りふさわしいものでないものですから、いろいろと原課のほうでは提案の分け方を理由としてございます。

もともと額が幾らかかるかというのはわからない話でございまして、それは解体費とか外構とかもろもろございましてけれども、仮の話とすれば、仮の話と私はいつも言っているのですけれども、もし40億かかるとしたら従来の起債の充当率でいくと75%ですから、40億円の75%は単純計算で10億ぐらいお金を持っていないと庁舎は建たないと。だから、10億ぐらいを目標にしながら、2018年度までは交付税が保障されるのなら進んでいこうという話で、初年度は2億円でできますけれども、あとは交付税次第ですから幾らになるかわからないけれども、少しでもためていこうということでしたけれども、充当率が9割に変わりますと40億の9割で36億借りれるということは、単純計算でいくと市町村が用意される金は4億でいいという計算になりますけれども、どちらかというと全部借りてしまうと交付税に算入されない部分もあるので、総務省のほうではなるべくそこから満度借りないで基金から出すような方策も検討してくれということとは、恐らく基金を余り持っている財務省のほうから守り切れないから、そこで手がつく可能性があるのではないかという私のまた違った見方でございましてけれども、それらも踏まえながら、交付税が2018年から落ちるということも想定しながらやれる範疇を、まだ額が決まっていな

いものですから幾らと決められないつらさはあるのですけれども、正直に申し上げますと。その中で最低限ほかの事業に支障のない程度がとりあえず当面6億円で積算したということでご理解をいただきたいと。ただ、この種の話というのは100%確証はないけれども、私は間違いなく総務省では基金残高に応じたというのは検討されたというふうに思っておりますので、今回は延びましたけれども、いつ復活するかわからないと。そういう懸念も踏まえての提案ということで理解していただければ幸いかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私のほうは、先ほどの市長の答弁の中で、一応こういう質問をするよというのは言っているのですけれども、基金の財源という話をお伺いしようと思ったのですけれども、どうやら市長のお話だと財政調整基金の中からのというようなお話だったかなというふうに思うのですけれども、今回の基金条例というのは予算にも絡んでくるのですが、条例のほうの先議議案ということですので、若干予算のほうにも関連して質疑をしたいと思っているのですけれども、先ほど言った基金の財源ですけれども、今回6億円を基金として積もうという形になっているわけですから、先ほど市長がおっしゃったような財政調整基金下からの6億円なのかをもう一回確認をしたいと思います。

2点目のほうは、今後幾らというのも先ほどの武田圭介議員のほうの質疑ではまだ決まっていないというようなお話で、こちらのほうも幾ら予定しているのか、また何年かけて基金を積んでいくのかということについてもまだわかっていないと。今後の状況だということなのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 2点ほど質疑があったと思います。

財源の関係でございます。今回補正を出したということもあるのですけれども、庁舎建設の検討は25年度ぐらいに非公式に庁内で検討しようかなというところから始まりまして、27年、28年とそれぞれ審議委員でというふうな流れになっております。今回6億の考え方については、26年度以降の決算剰余から財政調整基金に、毎年なのですけれども、積んでおまして、26、27はおおむね2億ずつですよということで積んでおりましたので、一種見れば財調から4億はもともと庁舎建設の部分としてあったものということで今回積みました。残りについては、28年度の決算、3月の補正ということで、決算剰余の部分で2億改めて追加して、総額で6億円という考えで、26、27、28、3年度分で6億円という根拠というふうに考えているところでございます。

それから、予定額については先ほども答弁させていただいたのですけれども、やはり総体事業が決まっていない。それから、起債の率、確かに90%借りられるようになりましたけれども、単純に起債を借りられない、事業費の中に入れられない金額もありますので、40億が4億という話も先ほど市長からさせていただいたのですけれども、それ以外にも

その後旧庁舎を壊す、それからその後何に利用する、駐車場にするなら駐車場という整備費用、それらもろもろかかりますので、それはやはり一般財源の部分で必要。起債が借りられない中の金額として出てくるとすれば、それはその年度の一般財源からその事業費を出すのはちょっと苦しいかなという考えもございまして、その分も含めるとなかなか金額が定まらないということでご理解いただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は、先日というか、ちょっと前に連合審査会が開かれて、この種の質問もしたのですけれども、そのときちゃんと答弁をいただければ今回しなくてもよかったのですけれども、あのとき何だかあやふやで答弁が終わっていたので、改めて質疑をするのですけれども、もちろん特定の目的の基金を設けるのは条例で定めなければならないというのは地方自治法に書かれていることであって、今回それが基金条例として一部改正で出てきたということになるし、今後審議される補正予算の中で6億円ということになっているのだろうというふうに思うのです。ただ、この議案の出し方なのです。あわせて同じように条例で制定されて、今審議中である、いわゆる庁舎建設の審議会のほうの、これは正式な資料なのですけれども、去年の12月21日に提出された第3回の庁舎建設検討審議会の財政負担の試算という資料の中にはこのように書かれているのです。2として、基金の状況というふうに書かれておまして、年度間の財政不足に備えて基金を積み立てており、ここまではいいです。それは、財調であろうと、減債基金であろうと、そういうことです。そのうち新庁舎建設事業に充てられるものとしては、平成27年度末で4億円の積み立てを行っており、平成28年度以降も年間2億円程度の積み立てを予定していますというふうに審議会の委員さんに説明をされているのです。この新庁舎建設事業に充てられるものとしては、もう既に27年度末で4億円の積み立てを行っているという、この言い方なのですけれども、基金条例もないのに4億円を積み立てているということは、これは私は審議会の委員さんに誤った情報を伝えているのではないかというふうに思うのです。こういうふうに言うのであれば、今まさに基金条例をこの議会で制定しようとしていて、それに伴って6億円の基金が積み立てられるという形になるわけで、ここから先の話として、委員さんにしっかりとお伝えしても、逆にそれをしなければいけないのではないかと私は思うのです。そうではなく、この基金の状況を審議会の委員さんに説明した段階では、さっき言ったように表までつくって平成27年には基金残高4億円、28年に2億積んで6億円、その後32年まで14億円を基金として積んでいくというふうな情報を出されているのです。これは、基金条例というものが無い中で積み立ての基金をもう持っているような言い方、表現の仕方というのは、議会の議決というものをちょっと逸脱したというか、やり方だったのではないかというふうに思うのですけれども、いわゆる審議会の委員さんたちに財政負担あるいは基金の状況を説明する上で、このような表現をしなければならなかった理由というのをぜひお聞かせいただきたいと思うのですが。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、先ほどの答弁の中で、今年度の精算残といいますか、2億円の根拠について、この3月の歳入歳出の剰余ということでございまして、決算の剰余ではないことを訂正させていただきたいと思います。

まず、去年の12月の審議会の議案、当然当日に議案がつくられるわけではなくて、早い段階から財政負担の試算をしないと、審議会委員さんにとってみれば本当にできるのだろうかということもございまして、財政負担をどういう形にせよ出していかなければならないだろうということを出しました。それに当たっては、事業費がそれぞれありますけれども、もともと75%しかお金は借りられないという前提の中で、何年か後かわかりませんが、そのときに着工できるかどうかというのが審議会の委員さんにとっては重大なところでございましたので、基金の有無というよりは、財源はしっかり確保しているのですという意味合いでこういう記載の仕方をさせていただいておりますし、もともと財政調整基金も収支が足りない部分を補填するものでございまして、当該年度にもし30億という事業があれば収支が単年度で均衡しないので、それは財政調整基金を使わなければならないねとなるのでしょうかけれども、その手法もあったのでしょうかけれども、今回は先ほど市長が答弁したとおり、実施を明確にしようというのが年が明けてからの方針となりましたので、それも12月の段階では国の制度がまだ決まっていない時期でございましたので、そのまま12月は審議회를終わらせております。1月に、基金の有無については審議会のほうに報告していないのですけれども、日程の関係、それからこういう国の制度ができたという部分で早くなりますよということはお示しさせていただいたところでもございまして、確かにこの表現が基金があるのではないかという、一瞬見えるかもしれませんが、決してそういうことではなくて、財政調整基金の中にあるというもので提案しているのです、議会を軽視しているわけでもございませぬし、その間財調のほうにしっかりありますよという説明をさせていただいているところでもございまして、ご理解を頂戴したいと思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 審議会の委員の方々はわからないと思うのです、こういうことというのは。しかも、今部長がおっしゃったように、皆さんに一体お金ってどうなっているのということを安心させたいというような、その意味もわかります。ただ、この特定目的の基金というのは、こうやって条例をちゃんとつくって、議会の議決を得ていかなければならないものなのです。それをさもあるような形の表現をして、基金は前から積んでありますというようなことを言うというのは、これはまさに議会の議決を、もっと言ってしまえば無視しながらやったというふうに私は思うのです。副市長もその説明のときにはいらっしゃるわけです。だとすれば、こういうことを説明をする中でしっかりと説明をするべきだったろうというふうに私は思うのです。ここに確実に、これはどう読んだって平成27

年度末で4億円の積み立てをしていると。その前に何を言っているかといったら、新庁舎建設事業に充てられるものとしてですよ。確実に特定目的の基金がもう既に4億あって、さらに28年に2億を積んで6億です。結果、6億は一緒ですよ、今回これを認めれば。ただ、なぜ議会としての議決を得て基金条例をちゃんとここに加えてからそういったしっかりした説明をされなかったのかどうか。これが議会軽視ではない、議会の議決を無視したということに言えないのかというふうに私は思うのですが、そこは副市長も含めてこれでいいというふうに思われますか、あの現場にいらっしゃったときに。私はすぐ手を挙げようと思いました、傍聴で。これは間違っただけの言い方をしていると。市庁舎建設に向けての基金なんか全然ないし、議決もしていないのに、何でこんな言い方して、委員さんたちを誤解させるようなやり方をしているのだらうというふうに思ったのですけれども、行政としては全くそんなふうには思わないということですか。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 この説明の大前提が、審議会の委員さんに庁舎建設が本当に砂川市としてできるのですかという説明の一端でございます。基金と一口に言いましても、確かにいろいろございます。今ほど議員さんがおっしゃるように、庁舎建設に関しては目的基金であるべきでないだろうかというお話がありました。ただ、先ほどから説明しておりますけれども、平成26年、27年当時決算剰余を残す、その趣旨の中には庁舎建設の可能性としてはあるから、やっぱりそれは残しておかなければならないだろう。ただ、庁舎建設は決まっていないのです、その時期は。27年の決算剰余云々、そのときにその2億円を基金に積みますよという、確かにさきにはできなかったというのは、これはご理解いただきたいと思います。まさに今回国の制度ができました。それから、審議会でも公民館前のところをぜひ使って庁舎を新しくしてほしいという進みの中で、先ほども市長が言ったようにその進みとあわせて財政調整基金だけにその中身として庁舎建設にも使える財政調整基金ですから、使えるといってももし国が財政調整基金がいっぱいあり過ぎるねという話になってしまえば当然そこも問題があると。そういうところで今回の提案に至ったものでございまして、決して審議会委員さんに誤解を招くようなつもりで提案したわけでもございませんし、審議会の委員さんにはちゃんと財政調整基金だけれどもとわざわざ言っても、その場で審議会の委員さんに財政調整基金とはという説明の場所ではないと思っておりましたので、そういう意味合いでこういう提案をさせていただいたということで、決して議会軽視は一切しておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第18号の総括質疑を終わります。

議案第1号から第6号までの一括総括質疑については休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第1号から第6号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) それでは、議案第1号、第2号、第4号について総括質疑を行います。

まず最初に、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算について4点ほど総括質疑を行います。先ほどの提案説明で大きな理由は示されましたが、もう少し中身を伺ってまいります。まず、歳入についてであります。年度締め補正予算として予算書を見ると、補正予算に計上されている市税のうち、特に個人市民税、法人市民税、固定資産税の現年課税分が大幅な増収となっています。当初の見込みよりもふえている要因について。

2点目に、毎年度と同じぐらいの市営住宅使用料の落ち込みがあります。市営住宅は、戸数も多く総体的に額が大きくなることは理解できますが、一方で当初の見込みを下回り、減額補正を行うということについて、入居者数が少なくなっていることなどがこの減額の大きな要因につながっているのか、その理由について。

次に、歳出のうち総務費で庁舎整備基金として6億円を積み立てますが、平成28年度の補正予算として計上した額を6億円とした根拠などについて。

最後に、民生費で知的障害者、身体障害者、精神障害者の方に対する自立支援給付が軒並み落ち込んでいる状況ですが、その要因や理由の詳細について。

続いて、議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の総括質疑を行います。今回の補正は、総額で約3,240万円ほどの減額補正となりますが、その内容を見ていくと一般被保険者の療養の給付による経費が大幅に減額になる一方で、退職被保険者の療養の給付の経費や高額療養費がふえています。その中身についてもう少し詳細を伺います。

続いて、議案第4号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算の総括質疑を行います。今回の補正は、総額で約1億3,010万円ほどの減額補正となりますが、その中身のほとんどは地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費など各種サービス費の支給に要する経費の落ち込みによるものです。これらの要因についてもう少し詳細を伺います。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) それでは、私から2点にわたって答弁させていただきます。

きます。

まず、歳入の関係、市税の関係でございます。個人市民税、法人市民税、固定資産税の現年課税分が大幅に増収になった要因ということでございました。初めに、市民税の状況について述べさせていただきますが、今回増額の補正としてさせていただいているところですが、当初予算は前年度実績をもとに人口動態や景気状況を考慮しまして、前年度より下回るものというような想定をしたところではありますが、決算見込みにおいて想定した下回り額が当初見込みより少なかったというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

ちなみに、平成27年度決算と28年度最終予算を比較しますと、個人市民税では750万円の減、法人市民税で340万円の減、市民税全体では1,080万円の減というのが見込まれているところでございます。

それでは、ご質問のあった当初予算との比較、増額補正の要因ということでございます。個人市民税につきましては、所得割について分析いたしますと農業所得者で390万円ほどの所得割額が増加になっております。また、分離課税の対象所得者で380万円ほど、その他所得者で120万円ほどというのが増額となった主な要因でございます。法人市民税におきましては、税割について市内の主要企業ですとか、市外に本店を有する企業の所得がふえたことが主な要因ということでございます。次に、固定資産税につきましては、償却資産につきまして一部企業によりまして新規設備投資が予想よりふえたということで増額というふうになっているところでございます。

次に、歳出における庁舎整備基金の6億円の根拠ということのご質問がございました。これは、条例の関係でもご答弁した内容に重複する部分はあるかもしれませんが、庁舎建設の検討に当たっては平成25年に内部検討会を立ち上げて検討をスタートいたしました。当時は建設については不透明な状況でありましたので、将来の庁舎建設を見据えながら平成26年度から決算剰余金を考慮しながら庁舎に充てる資金約2億ほどは積み立てていっているものだというような位置づけで進んできたところでございまして、26年、27年の決算剰余分の2億円ずつの4億円、当時は全体としては75%の公債費ということで起債ができるということでしたので、最低でも25%は必要だ、10億前後の金額が必要だということで、年度2億ずつを計算しようということで6億を計算したところでございまして、28年度については3月の収支予算の中から2億円を捻出したと。それで、合計6億というふうな金額になったというところでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私から歳入の市営住宅の使用料についてご答弁申し上げます。

市営住宅使用料の減額補正について、入居者が少なくなっていることが要因なのかにつ



いてでありますけれども、市営住宅使用料の予算額につきましては入居の状況、入居者の収入状況等の条件に基づき積算を行っておりますけれども、入居者の家賃決定は入居者の収入申告に基づき決定するものであり、入居者の世帯構成、就職、転職、離職などの事由により変動があらわれるものであります。今回の使用料の減額につきましては、入居者数の減、入退去状況による減、継続して入居されている入居者の収入額の減少などによるものであります。

減額の要因につきまして分析をいたしますと、入居者では減少分を見込んでおりますが、それぞれの家賃単価の違いなどにより大きな減額とはなっておらず、入居者の入退去によるものが大きく影響しております。入退去に係る従前入居者と新たな入居者の家賃の差額による減、あるいは退去後から新たな入居に至るまでの空き家となっている期間に生ずる家賃収入がなかったことによる減、また定期に実施しております収入申告において給与収入等が減少し、家賃区分が変更となったことによる減、また入居者の収入の減少に伴う減免申請に基づく減免区分の変更などにより838万3,000円の減額補正としたところであります。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から一般会計の民生費、また国民健康保険特別会計、そして介護保険特別会計、3点ご質問がございましたので、順次ご答弁させていただきますと存じます。

まず、一般会計の民生費で知的、身体、精神障害の自立支援給付費が減額になったことにつきましてご答弁を申し上げます。この自立支援給付費につきましては、障害者の生活を支援するために在宅において受けます訪問サービスや施設への通所、入所サービス、また自立を促す就労支援など障害者のニーズ等に応じて利用するサービスに対しまして給付するものでございます。今回の補正予算におきますこれら3つの障害の自立支援給付費につきましては、当初予算に対して知的障害者の給付費でありますと2,140万2,000円、身体障害者ですと1,270万1,000円、精神障害者ですと1,309万8,000円、それぞれ減額を見込み、補正させていただこうとするものでございます。

この減額の主な要因でございますが、当初予算におきます給付費の見込みにつきましては、前年度の決算見込みなどを勘案しまして積算しております。知的障害ですとグループホーム、就労移行支援のほか、生活介護、生活訓練、施設入所支援などでサービスの利用者数が減少したこと、身体障害者ですと生活介護、施設入所支援、就労継続支援で利用者数は増加しているものの、1人当たりの利用料が少なかったこと、精神障害者ですと全体の利用者数は増加しているものの、生活訓練と就労継続支援などでサービスの利用料が当初見込みを下回っていたため、給付費が減少したものと考えられております。これらの自立支援給付費につきましては、年度により利用者の体調など心身の状態であったり、その他の要因から各種サービスの利用料が増減しやすい性格のものでありまして、今年度につ

きましては当初予算と比較して減少することが見込まれることから、今回減額補正をさせていただきますというものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の補正予算についてでございます。こちらの療養諸費の減額補正の主な要因といたしましては、一般被保険者療養給付費を3,500万円減額したことによります。この一般被保険者療養給付費を含みます療養諸費などにつきましては、前年度の決算見込みの額をベースにして予算編成をしております。前年度であります平成27年度は平年と比較しまして療養給付費が多額に推移したため、28年度の当初予算は平年と比べて若干高目の当初予算を組ませていただいたというところでございますが、28年度の11月診療分までの状況につきましてはこの給付費の水準が平年並みとなりまして、見込みを下回ったことから今回減額補正をさせていただきますというものでございます。

最後に、介護保険特別会計補正予算へのご質問でございますが、各サービスの支給に要する経費の減額が大きな金額となっていると。その詳細ということでございます。初めに、地域密着型介護サービス費の支給に要する経費5,894万8,000円の減につきましては、第6期介護保険事業計画、今期の計画でございますが、平成28年度中に整備を予定しておりました小規模多機能型居宅介護事業の事業所を選定するに当たりまして、公募により選定をしようという予定でおりました。公募はして、その募集に対して応募した事業所が1事業所ございましたが、こちらが示す条件を満たさなかったということで、年度内の事業所選定、事業開設がされなかったこと、また地域密着型通所介護サービス事業所のうち定員の増によりまして年度の途中で地域密着型介護サービスから居宅介護サービスへ区分が移行した事業所があったことが主な要因でございます。

また、施設介護サービス費の支給に要する経費3,701万2,000円の減につきましては、管内で運営されております介護療養型医療施設の病床数が減少したことに伴いまして、利用件数が当初の見込みより減少したことが主な要因でございます。

次に、介護予防サービス費の支給に要する経費1,886万6,000円の減につきましては、市内で運営されております特定施設入居者生活介護の入居者が当初の見込みより減少したことが主な要因となっております。

このほか特定入所者介護サービス費の支給に要する経費2,020万円の減につきましては、平成28年8月の制度改正によりまして介護保険施設利用に係る食費及び居住費の利用者負担軽減の見直しが実施されまして、利用者負担段階の判定に遺族年金及び障害年金を収入に含めることとなったため、利用者負担額が増加したことによって支給額が減少したというのが主な要因であります。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 細かいことはこの後予算審査特別委員会もありますので、総括質疑です

から大枠でお伺いしてまいりたいのですけれども、今ほどこれは1号から4号まで一括の質疑なので、答弁でも総務部とか市民部とか建設部、それぞれ固まって答弁をしていただきましたので、こちらで2回目の再質疑では固めて、総務部で答えたことは総務部の固まりで質疑を行っていかうと思います。

先ほどの税の関数の詳細を聞くと、砂川の地元では余り実感として感じている方がどれほどいらっしゃるかわからないのですけれども、ある意味景気回復の影響が大きいのかなと。特に法人市民税の関数では、企業が設備投資を行ったことに伴う税収の増ということが先ほどの答弁の中で明らかになりましたし、通常の個人市民税の中でも農業者の所得のところで390万ですか、それから分離課税のほうで380万、その他で120万というような、全体ですけれども、そういうお話があったというのは、これはなかなか末端まで景気対策というのが行き届くには時間がかかるのですけれども、少しずつその効果が出てきたあらわれなのかなと。もう一つは、やっぱり現年課税分がふえていますので、これはきっと税務課の職員の皆さんも一丸となつていろいろと懇切丁寧に納税相談に応じるとか、きちんと年度内に徴収できるようにといったような働きかけもあつてこういうふうになってきているのだらうなというふうに理解いたしました。ですので、景気の変動というのは決して砂川市だけの思ひだけでどうにかなるものではなく、外的な要因で上下変動することもあり得ますけれども、税収がふえるとなつてできる事業も多くのことができるようになってきますし、市の貯金もためていくことができますので、また新たなサービスとかを考える上ではやはり必要な原資になってくるものでありますので、この辺はこの今の3月補正の部分だけを取り上げて言うのもなんなのですけれども、しっかりとこういうような形が維持できるようにしていただきたいというふうには思います。これは意見で終わります。

次に、先ほどの条例の総括質疑の中でも出てきましたけれども、6億円のお話ですけれども、説明ではわかるのです。2億、2億、そしてまた今回2億で6億なのだ。ただ、一方で、先ほどの条例総括の中でも具体的な金額というのは確定はしていないと言いつつ、要はこれ以上のお金はやっぱり積み立てていかないといけないということがわかっている中で、砂川市の基金残高というようなものが総体的に周りの自治体から見るとあるように見ると。だけれども、それは決して砂川市が裕福であるというわけではないとは多分思うのしょうけれども、ただ一方でもう少し積み増しをしようと思えばできたのかなというような気もしますけれども、その辺というのは2億ずつというような考えが根底にあって、今回この6億になっていると思うのですけれども、お金も先ほどの条例総括の中で市長も答弁に立たれていましたけれども、今後国からの地方交付税の動向がどうなるかわからない中で、確実に2億ずつ今後も積み立てていけるかどうかというのはわからないわけで、事業費がある程度かかることがわかればお金を積めるときにはある程度のお金を積んでもいいのかなというふうには思うのですけれども、とりあえず今回は6億と

いう形なのですが、当初話した中ではやはり2億ずつという原則に従って6億でいくという形で、もうちょっと上乗せできる余力があって上乗せをしようという考え方というのは内部の中で議論されてこなかったのかと。6億といっても根拠があってないようなものですから、その辺のところをもう少し詳細をお伺いしたいと思います。

それから、公営住宅の関係なのですけれども、これも一見すると額が1,000万弱ぐらいで、毎年同じぐらいの金額になってきます。説明の中でどういう状況かというのはわかりましたけれども、ここにもさっきの税収の話ではないですけれども、経済的な格差というのがもしかしたらあらわれているのかなと。先ほどの答弁の中であったのは、要は入退去による影響もあるのだということで、ある程度収入があって、または家を建てた方というのは公営住宅から当然出ていかれるわけですが、また新たに來られる方というのは公営住宅のそもそもの目的が収入に応じて低廉な家賃でそこに居住してもらうということなので、必然的に使用料が落ちてしまうということなのですけれども、そうするとこの中に入っている人であっても経済的な理由ですとか、あとお体の状況ですとか、いろんな出費がかさむことによって全体の使用料の落ち込みが出てくると。これは、当然ある程度は市役所の中の想定幅の範囲でおさまっているのかもしれませんが、ただ公営住宅の数が余りにも多いものですから、この落ち込みが毎年のようにこういうふうな3月の段階で出てくるのがわかっていながら、やっぱり抜本的な対策をしていかなければなかなか難しいのかなと思うのですが、そうやってせっかく分析をしている以上は今後こういったようなところに落ちつくことに対して、市として今現在どのように考えているのかという考えについてお伺いをしたいと思います。

それから、特別会計のほうのまず国民健康保険のほうでありますけれども、これは平成27年度が高目で、その決算を見込んで平成28年度を組んだので、今回はちょっと平年並みに戻ったということなのですが、これもこの次の介護保険もなかなか需要を予測するということが難しいと思うのですけれども、そうはいいいながらもやっぱりある程度の見通し、見込みを立ててやっていかないといけないわけで、特に国民健康保険の場合は今回高額療養費の経費もふえていますけれども、その辺との兼ね合い、バランスです。一般療養の給付費は減額ということでとどまりましたけれども、高額療養費はふえているので、その辺の中身についても先ほど答弁になかったので、お伺いしたいと思います。

それから、ちょっと順番逆になりましたけれども、民生費の関係の話はわかりました。また細かいことは予特のほうもありますので、そちらでお伺いすることとして、介護保険も1点だけお伺いしたいのですけれども、特に先ほど公募により1事業者が応募してきたのだけれども、なかなか要件が満たされずに今年度難しかったというお話もありましたが、全体に共通して言えることが、ちょっと気になっていたのはこのお金というのはもちろん余ってもいいわけなのですけれども、一方で利用者のサービスのことを第一に考えることであれば、もしかすると今回はこういう経費の落ち込みでありましたけれども、本当はこ

のお金を申請すれば使えたかもしれない。だけれども、そういった人がこの申請を知らなくてお金の落ち込みにつながったかもしれないというようなことも想定されると思うのです。せっかく障害を持った方、あるいはこういう介護の場面であってもお金を使って少しでも自立支援を促すというようなことであれば、やっぱりそういうお金が使えるといったようなことをしっかりと周知して、決して無駄なお金にしない。変なお金の使い方もさせないというようなことをやっていかないといけないと思うのですけれども、その辺の周知を含めての考え方についてだけ再質疑でお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 基金の金額の関係でございます。

26年、27年、その分の2億については先ほどもちょっと触れたところでございますけれども、年間2億掛ける年数で、建設時には10億なり12億なりというのがあるのでないだろうかという前提での考え方によって、その年度、その年度2億程度はという考え方をしておりました。それが根底にあったものですから、そのまま今年度、28年度までについては2億掛ける3、6億というふうな根拠になっているところでございます。これ以降につきましては、29年度も同様の形で2億は積みたいなと思っておりますけれども、やはりその年度、その年度の収支の状況を見なければなりません。それから、30年度以降につきましては交付税の関係が若干なりとも落ちてくるという状況もあろうかなと思っておりますので、その年度、その年度で十分収支を見きわめながら積んでいくというような形になろうと思っております。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 公営住宅に関してであります。

公営住宅につきましては、住宅に困窮された方に一定の住宅を提供するというのが趣旨でありまして、基本的には高額収入のある方については退去していただき、困窮されている方を入居させるという考え方ですので、その退去者と入居者の収入の差が生じることにつきましては、それについてはいたし方ないことなのかなというふうにも思っております。

また、今年度につきましては継続して入居される方につきましても、やはり年金等の収入で生計を営んでいる方につきましては、若干それらの額の変更によりまして家賃が減少されているケースですとか、あと1回目でもご答弁申し上げましたけれども、減免については10%から70%の減免の区分があるのですけれども、それらの区分が変更になって、今年度でいきますと70%になられた方が昨年と比べて30%以上ふえているという状況にもなっておりますので、その中で公営住宅使用料の減につながっているというふうにご考えております。これらに対応するためには、やはりまずは基本的には退去された後にできるだけ速やかにその住戸を確認等いたしまして新たな方に入居していただくと。そういう部分もございまして、また長期間空き家になっている住戸もございまして、そちら

についてはどのような形の中で入居していただけるかと。それらについては、やはり抜本的な見直し等も必要なのではないかというふうにも考えておりますけれども、それはさまざまな対策をとりながらできるだけ空き住戸をなくするような対策の中で使用料の減を抑えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 国民健康保険と介護保険のご質問でございます。

まず、国民健康保険の高額療養費は逆にふえているというようなご質問でございました。砂川の国民健康保険の被保険者数につきましては、ここ数年ずっと減少を続けているというところでございます。被保険者数が減ってくればその分医療費も落ちていくのだろうというようなことが一般的な考え方かもしれませんが、やはり国保の65歳以上の高齢化率も年々上がってきております。そしてまた、被保険者1人当たりの診療報酬明細の件数も徐々に上がってきているということで、被保険者数は減っていながら高齢者や生活習慣病の絡みで受診する件数がふえていって、医療費もなかなか下がらないというところでございますし、また高額療養につきましてはやはり心臓のバイパス手術であるとか、高額な新薬が開発されて、1件当たりの費用がかさんでくる場面も多くあるかと思ひまして、そういった意味で今回一般の療養給付費は減額となりましたが、高額については増額の補正をさせていただこうというものでございます。

また、介護保険の部分でございます。サービス、これは障害のほうも含むようなご質問でしたが、制度を知らないで本来必要であるサービスが受けられない方がいるのではないかとございまして、こちらの分につきましてはもちろん広報やホームページ等で周知しているとともに、高齢者、介護保険の部分につきましては特に地域包括支援センターもございまして、各ケアマネジャーさんもいらっしゃいますので、そういった部分、介護の保険給付にかかわらず、高齢者の福祉制度についてもそういったところ、ケアマネジャーさんや地域包括支援センターなども通じて、必要な方に必要なサービスが供給できるようにこれからも周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 ぜひとも介護とか国保とか、あと障害を持っている方に対する自立支援や、これだけに限りませんけれども、ほかのいろいろな助成や給付、補助については周知の徹底をお願いしたいと思います。

あと、細かいことも何点かあるのですけれども、それについては委員会のほうでお伺いすることとして、1点だけ国民健康保険の関係でお伺いをしますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、なかなか需給予測が立てにくい。それから、今の答弁でもあったように被保険者数が減少していても1件当たりの高額療養費を使用することによって単価が上がっていくということになれば、今後国民健康保険は都道府県で広域化ということにもなっていくと思いますが、最終的にはこういった今各自治体で取り組んでいる国保財政の安

定化等が広域化する際にはいろんな形でのしわ寄せで、砂川市の国民健康保険に加入している方にとってしわ寄せが来ないような運営をしていただきたいというふうに思っているのですが、その点について今までの決算とか、それから過去の年度の予算を見ながら当初予算というものはつくられていって、これから新年度の予算というのは新年度の予算のところでやりますけれども、その辺というものも今の段階で意識されているところがもう数年後には広域化になっていくわけですから、当然考えていかないといけないことであろうと思いますので、その辺のお考えだけを再々質疑としてお伺いして、この質疑を終えたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 当初予算の見込みということでございまして、こちらについては前年度の決算の見込みをベースにしながら、被保険者数ですとか医療費の動向などを勘案して最終的に当初の予算編成をしていこうというところでございまして、また30年度の広域化に向けてということでございしますが、昨年度、27年度の疾病別の医療費もちょっと手元にございます。入院外であると透析、慢性腎不全であるとか高血圧症、糖尿病というのが上位に来ております。また、入院ですと昨年が骨折の治療に要する費用が一番高かったもので、2番目が脳梗塞、3番目が狭心症ということで、加齢に伴って疾病、病気になるという要因ももちろんありますが、こういったように生活習慣病といいますか、こちらは高齢者のみならず、中高年の方も十分こういった疾病に気をつけていただかなければならないということで、医療費の抑制につきましては国民健康保険の保険者としましても、またふれあいセンターもこういった生活習慣病の対策に力を入れて、高齢に伴う疾病というのはある程度仕方がないところかもしれませんが、生活習慣病の部分については十分対策すれば効果が得られるはずだということで、今後こちらの部分について力を入れてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第6号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております7議案は、議長を除く議員全員で構成する第1予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

#### ◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

第1 予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時36分